

令和3年第2回

定例会会議録

会 期

令和3年6月7日（月）から
令和3年6月16日（水）まで

会 議 日

令和3年6月7日（月）
令和3年6月10日（木）
令和3年6月16日（水）

東串良町議会

令和3年第2回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和3年6月7日 午前10時00分
散 会 令和3年6月7日 午前10時20分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
-----------	----------

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜屋 啓子	書記 大園 保広
------------	----------

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長 宮原 順	住民課長 田尾 勝
副町長 畠中 勇一郎	企画課長 中島 孝一
教育長 天神 康男	農地課長兼農業委員会事務局長 前田 秀一
会計管理者 有嶋 義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長 中小野田 輝幸
総務課長 江口 勝志	社会教育課長 吉留 潤一郎
農林水産課長 瀬戸山 雅樹	総務課長補佐 上野 史生
福祉課長 吉永 広史	
税務課長 東水流 勝	
建設課長 宮地 利行	

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 令和 2 年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 議案第30号 ホイールローダー購入契約について
- 日程第 6 議案第31号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第32号 令和 3 年度東串良町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第33号 令和 3 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 発委第 2号 議会活性化調査特別委員会の設置に関する決議

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和3年第2回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

## ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番 瀬戸山譲一議員及び  
4番 牧原完治議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの10日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月16日までの10日間に決定しました。

~~~~~

## ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情の2件は、お手元に配りました陳情書の写しのとおり、教  
育産業常任委員会に付託しましたので、報告します。

また、議長及び町長の報告は、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省  
略します。

◆ 日程第4 報告第1号 令和2年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議 長（田之畑）

日程第4 報告第1号 令和2年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、町長からの説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

報告第1号 令和2年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項及び東串良町会計規則第12条第3項の規定により、繰越明許費の繰越額が確定したことから、繰越計算書を調整したので報告するものがございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号 令和2年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◆ 日程第5 議案第30号 ホイールローダー購入契約について

◆ 日程第6 議案第31号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第5 議案第30号 ホイールローダー購入契約について及び日程第6 議案第31号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

それでは、ただいま議題となりました議案第30号及び議案第31号について、御説明申し上げます。

初めに、議案第30号 ホイールローダー購入契約について、御説明申し上げます。

東串良町契約規則に基づき、指名競争入札に付した令和3年度東串良町有機堆肥センターホイールローダー購入事業でございます。物品購入事業につきましては、物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、ホイールローダーの購入金額が700万円を超えるためでございます。よろしくお願いたします。

次に、議案第31号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 (田之畑)

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第7 議案第32号 令和3年度東串良町一般会計補正予算(第3号)
  - ◆ 日程第8 議案第33号 令和3年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)

議 長 (田之畑)

日程第7 議案第32号 令和3年度東串良町一般会計補正予算(第3号)及び日程第8 議案第33号 令和3年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特会計補正予算(第1号)の2件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

それでは、ただいま議題となりました議案第32号及び議案第33号について、御説明申し上げます。

初めに、議案第32号 令和3年度東串良町一般会計補正予算(第3号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億172万5,000円を追加し、歳入歳

## 会 議 の 経 過

出それぞれ55億700万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるところでございます。

また、地方債の追加、変更は、「第3表 地方債補正」によるところでございます。よろしく願いいたします。

次に、議案第33号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,346万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億9,446万9,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

◆ 日程第9 発委第2号 議会活性化調査特別委員会の設置に関する決議

議 長（田之畑）

日程第9 発委第2号 議会活性化調査特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 西園貞美議員。

5番 西園貞美議員。

5 番（西 園）

おはようございます。

ただいま議題となりました、発委第2号 議会活性化調査特別委員会の設置に関する決議について、説明申し上げます。

二元代表制下における議会の使命と、機能及び議員の自己研さんによる資質向上など議会の在り方や役割、議会の活性化策について調査することは、町民の負託に応える上でも、また議会活動においても非常に重要であります。このことから、議会活性化調査特別委員会の設置に関する決議を提出いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

会 議 の 経 過

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから発委第2号、議会運営委員会委員長 西園貞美議員から提出されました議会活性化調査特別委員会の設置に関する決議のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号、議会運営委員会委員長 西園貞美議員から提出の議会活性化調査特別委員会の設置に関する決議は可決されました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

議会活性化調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番 小川香織議員、2番 児玉勇治議員、3番 瀬戸山譲一議員、4番 牧原完治議員、5番 西園貞美議員、6番 泊 重巳議員、7番 前田 隆議員、8番 上園ミキ議員、9番 宮地利雄議員、以上の議長を除く9名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、議会活性化調査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより議会活性化調査特別委員会は、委員長及び副委員長の互選を行います。そのため、議長は、議会活性化調査特別委員会を議員控室に招集します。なお、議会活

会 議 の 経 過

性化調査特別委員会の年長委員は、前田 隆議員であります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時12分

再 開 午前10時20分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会活性化調査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。委員長に牧原完治議員、副委員長に児玉勇治議員、以上のとおりです。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月10日午前10時より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午前10時20分

令和3年第2回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和3年6月10日 午前10時00分  
散 会 令和3年6月10日 午前11時43分

出席議員（10人）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 小川 香織  | 2番 児玉 勇治  |
| 3番 瀬戸山 譲一 | 4番 牧原 完治  |
| 5番 西園 貞美  | 6番 泊 重巳   |
| 7番 前田 隆   | 8番 上園 ミキ  |
| 9番 宮地 利雄  | 10番 田之畑 稔 |

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

3番 瀬戸山 譲一                      4番 牧原 完治

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長      浜屋 啓子                      書記              大園 保広

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |        |                  |         |
|--------|--------|------------------|---------|
| 町長     | 宮原 順   | 住民課長             | 田尾 勝    |
| 副町長    | 畠中 勇一郎 | 企画課長             | 中島 孝一   |
| 教育長    | 天神 康男  | 農地課長兼農業委員会事務局長   | 前田 秀一   |
| 会計管理者  | 有嶋 義昭  | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 | 中小野田 輝幸 |
| 総務課長   | 江口 勝志  | 社会教育課長           | 吉留 潤一郎  |
| 農林水産課長 | 瀬戸山 雅樹 | 総務課長補佐           | 上野 史生   |
| 福祉課長   | 吉永 広史  |                  |         |
| 税務課長   | 東水流 勝  |                  |         |
| 建設課長   | 宮地 利行  |                  |         |

|          |          |
|----------|----------|
| 議事日程     | 別紙のとおり   |
| 会議に付した事件 | 議事日程のとおり |
| 会議の経過    | 別紙のとおり   |

# 議 事 日 程

日程第 1 一般質問

## 会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。
順番に発言を許します。
1番 小川香織議員。

1 番（小 川）

おはようございます。通告お聞きに従いまして、ただいまより一般質問を始めます。
大項目1、本町における防災への考え方と取組について質問いたします。

去る5月28日に県より専門家によるコロナ禍での災害に備えた避難所運営について説明会が行われ、32の市町村の担当者にお話がなされたとお聞きします。本町もその説明会に参加されたということなので、今回の防災に関する質問事項は、確認という形になるものもありますが、現在の計画を踏まえた答弁を簡潔にお願いいたします。

初めに、感染症防止策に配慮した新たな避難所運営の取組について、開設運営マニュアルが策定されているのか。また町民に周知されているのか、尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。お答えします。

感染症防止策に配慮した避難所運営の手引きによりまして、昨年度と同様、防災センターを新型コロナウイルス対策の避難所として位置づけ、新型コロナウイルス感染症の疑いがある人は、この防災センターを避難所として利用していただく考えで、町民の方々には、自らの命は自ら守るという意識を持ち、適切な避難行動を取っていただくために、6月の広報紙で行うべき避難行動について、周知を行うこととしております。なお、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるかを判断する上で、昨年度は、宮崎県を除く県外の往来といたしました。宮崎県、特に都城市において、新型コロナウイルス感染症拡大が見受けられたため、今年度から宮崎県を含む県外への往来や県外の人との接触があった場合も防災センターへの避難を呼びかけることといたしました。また、職員に対しましては、新型コロナウイルスに伴う避難所運営の手引きを配付し、円滑な避難

会 議 の 経 過

所運営が図れるよう体制を整備したところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

次に、防災に関する2番目の質問を行います。感染症に対応した避難所の開設運営を行った際に想定される各指定避難所の収容人数と避難者の来場想定人数を尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

感染症に対応した避難所につきましては、先ほど述べたように防災センターを新型コロナウイルス対応の避難所として位置づけているところでございます。令和2年度中に新型コロナウイルス感染拡大防止を目的にパーティションを購入し、防災センターには5張を配備しているところでございます。このパーティションにつきましては、大人3名から4名の方が利用できるスペースがありますが、家族単位での利用を想定しているため、独居世帯など避難した場合、1人でパーティションを利用する可能性もあります。一概に想定人数を示すことは難しいところはございますけれども、最大20人程度の受入れが可能であると考えているところでございます。

なお、避難者予想人数につきましては、災害の内容や状況により想定することは難しく、仮に新型コロナウイルス感染症の疑いのある方が多く避難された場合には、状況に応じてほかの避難所を開設する計画でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

防災に関する3番目の質問を行います。

5月20日から新しい避難情報の運用が始まりましたが、これまでの避難所における対策と変更に伴う本町での対策変更点はあるのか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案が4月28日に成立し、5月20日から改正法が施行され、避難情報に関するガイドラインを踏まえた発令基準の見直しが行なわれました。主な見直し内容といたしまして、一つ目にこれまでの避難勧告と避難指示については、避難指示に一本化し、法改正前の避難勧告のタイミングで警戒レベル4、避難指示を発令、二つ目に災害が発生、切迫し、避難場所等への避難が安全にできないと考えられる状況で、自宅や近隣の建物等で直ちに身の安全確保をするよう促した場合に、警戒レベル5、緊急安全確保を発令、三つ目に立ち退き、避難に時間を要する高齢者等に早期避難を促すため、警戒レベル3、高齢者等避難を発令することとなっております。この変更に伴い、本町における対策の大きな変更点については、先ほど述べた一つ目の避難勧告と避難指示が避難指示に一本化され、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとなるため、町民に対して避難情報の発令回数が減ることとなります。このため、町民の方々は、警戒レベル4、避難指示で必ず避難していただく必要がございます。なお、避難情報の変更内容については、5月13日、町ホームページに記載しております。また、6月の広報紙でお知らせすることとなっております。

以上です。

議 長（田之畑）

1番 小川議員。

1 番（小 川）

4番目の防災に関する質問をいたします。避難所における環境の充実と安全性の確保、ニーズの把握は、これまで避難所が開設されるごとに行われてきたのか。またニーズの把握などを行うことで、これまでの計画とは異なる改善点が生じると思うのですが、計画、運営に伴う変更点を町民に情報としてどう提供されてきたか、答弁願います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

避難所における環境の充実や安全確保については、年次的に非常食等の購入や災害協定などにより、充実を図り、また令和元年度の7月豪雨では、毛布が不足し、避難者から寒さを訴える方がいたため、毛布の備蓄物資を購入したところでございます。しかしながら、ニーズに応えられるものや、応じられないものもありますので、町で必要な備蓄物資について検討し、必要に応じて計画的に整備してまいります。また住民への周知については、毎年振興会長会において、これまで整備していた備蓄用物資や今年度の計画を打ち出しております。また、昨年11月に実施した津波避難訓練では、購入した

会 議 の 経 過

パーテーションの設営などを中学生に体験してもらい、広報紙や新聞記事に記載されたところがございます。今後も必要に応じて、町民に対して周知していきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

これまでいただいた答弁から、東串良町地域防災計画について、2021年6月9日現在で確認したところ、最終更新日は、2019年11月29日でした。新型コロナの流行は、2019年11月末からであると記憶していますことから、一般災害対策編、第2部災害予防、第2章迅速かつ円滑な災害応急対策への備えの第4避難所の収容、運営体制の整備、また第3部災害応急対策、第3章事態安定期の応急対策、第1節の避難所運営、また第5節感染症予防対策の見直しが必要になるのではないかと思います。5月20日のガイドライン改訂による避難情報の変更に伴う避難指示と一覧の表には、警戒レベル4の区分に古い記載がされたままになっております。昨年の暴風雨災害時の避難では、やっと避難所に逃げてこられた方が避難所に入れず、ほかの施設へ強風の中、移動することになったというお話もありました。避難所の開設及び収容は、町長が行うと東串良町地域防災計画に記されておりました。また、災害対策基本法においても、市町村長は基本理念にのっとり、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務と権限を有する等の内容の記載が示されているように、町長の防災に対する責務は、大きく、計画の把握はもちろん住民への説明やアプローチ、災害に必要な支援の提供やニーズを踏まえた計画の作成や変更、迅速に計画した対策の実施と評価、住民への共通した情報の提供が平時より求められていると思います。異常気象に伴う災害の規模や発生回数も大きくなる中、本町における防災システムへの構築について、いま一度どのように考えるかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今ありましたとおり、確かに地域防災計画に基づきまして、計画を作成しているところが大部分なところがございますが、今、令和元年6月に修正をいたしている部分が一番最終版になっております。現在、今おっしゃったとおり、コロナの部分、いろんな見直しの部分が必要に迫られておりますので、通常であれば、6月の時期に防災会議を開催し、防災委員の皆様方からいろんな提言をいただきながら作成するべきものですが、今回コロナ禍におきましては、書面協議という形の中で防災会議を開催し、今

会 議 の 経 過

おっしゃいました必要な部分につきましては、改正する予定にいたしておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

次に、災害時に最前線で見回り、広報などまちのために活動してくださる消防団員、避難所担当職員及び災害対策要員とその関係者の災害時の安全と管理対策、体制に問題はないか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

消防団員を初め、職員を含めた災害対策要員の安全確保につきましては、日頃の定期訓練や装備品の充実を図り、積極的に進めているところでございます。また、管理対策については、必要な情報を入手して、どのような対策を行うべきか判断することが重要であり、災害対策要員は、指揮系統を遵守し、連絡を密に行う必要があると考えておりますが、特に今のところは、問題はないと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今頂いた御答弁、問題はないと言われていましたが、例えば情報を集める、訓練だけで災害時の安全と管理対策、体制に問題がないと言い切れるのでしょうか。今後何を指標として評価していくか、そういったものがあればお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今後の安全確保という部分で今話が出たところではありますが、最近におきましては、消防団において発電機とか投光器、チェーンソー、防護服等の購入もいたしておりますし、また、避難所におきましては、前々から話が出ていますとおり、パーテーションと

会 議 の 経 過

か、マスク、消毒液、体温計等も購入しておりますので、その安全対策については、これで今町長が話をいたしましたとお問題はない。ただ、情報収集については、今後またいろんな角度から検討していく必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

パーテーションや備品の整備、情報収集ということでしたが、今回の質問は災害時に活動される職員、関係者に対する安全管理対策についての質問でありますので、もし今後そのような安全対策について何か評価、指標というものをお示しいただけるならありがたいと思ひ、次の質問に移らせていただきます。

次は、防災における最後の質問になります。キャンプ場における安全対策と管理体制に問題はないか、町長に尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

ふれあいの森キャンプ場の利用者は年々増加傾向にありまして、常に安全管理対策については、配慮しているところでございます。まず、安全対策面でございますが、アスレチック遊具につきましては、専門業者へ検査を委託し、危険な箇所はないか点検を行っております。補修が必要な箇所がある場合には、早急に対処しております。また、キャンプ場内には、大小様々な松の木がございますけれども、定期的に枯れて倒木する危険性がある松はないか確認しております。森林管理所におきましても、松の現地確認を行っております。

次に、管理体制面でございますが、企画課所管の円山公園管理センターの管理業務といたしまして位置付けております。さらに、シルバー人材センターへ清掃業務を委託しておりまして、松葉や小枝、草等の除去を行うことで、キャンプ中における砂地等のけがが発生しないよう、対策を講じているところでございます。犯罪防止の観点からも見通しのよい環境づくりに努めているところでございますけれども、今のところ問題はないと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

会 議 の 経 過

1 番 (小 川)

様々な対策をお聞きいたしました。キャンプ利用者の増加に伴い、必要な整備や課題がこれからも出てくると思います。その中の一つとして、防火、消火に対する整備があります。管理運営責任者が東串良であるならば、安全に対する配慮、責任も本町が担うこととなります。外部の専門家の意見を取り入れた対策会議も視野に、今後、キャンプ場管理、運営、計画に対する協議、検討会の実施をしていく考え、必要性はないでしょうか、お尋ねいたします。

議 長 (田之畑)

企画課長。

企画課長 (中 島)

お答えいたします。

ただいまの御質問でございますが、防火等、火災等の心配もあるわけですが、そういったことのないように、きれいに整備も行っている状況でございます。そういった協議会の設置とかそういうものじゃなくて、企画課、それから管理をするMARUMARINEもできましたので、そこに職員を配置をしておりますので、そこはその範囲内で危険なことがないように対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

1 番 小川議員。

1 番 (小 川)

さきの質問でもありましたように、町民の命を守る責務とともに、職員や関係者の安全も守り、管理する責務はあると思います。災害前後における管理体制の整備に向け、今後ソフト面も含めた防災対策の強化や、協議を平時に行い、協議内容を住民が確認できるシステムを構築していく必要があると思いますが、その点については、どうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議 長 (田之畑)

企画課長。

企画課長 (中 島)

住民の方が確認、チェック体制ということの御質問でございますけれども、そこあたりにつきましては、常に安全対策面、そういったことについては、広報紙とか、いろいろとそういった面でも情報発信をしたいし、また先ほど申し上げましたとおり、職員も配置しております。そこあたりにつきましては、また様々な形で情報発信をしていくということで、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

次に、大項目2の教育行政について質問します。

初めに、1人1台の学習用端末と高速通信ネットワークの整備を行う、GIGAスクール構想において本町の6月時点の整備状況をお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お答えいたします。

まず、これまでの簡単な経緯を説明します。県が推奨しているタブレット管理システムについて、2月下旬にオンライン会議による研修会が行われました。またタブレット等の機材が2月末に納入でき、学校施設のWi-Fi環境等の整備が3月中旬に終了したところです。そして機材納入後、環境設備が整い、タブレット本体の初期設定や旧年度の児童生徒及び教員のIDアドレス設定を3月末に終えて、小学校新1年生のIDアドレス設定、転入転出の教員のアドレス設定や児童生徒の新しい学年クラス編成での学習アプリなどの様々な設定業務を行い、5月連休明けにタブレットが使用可能となりました。また、併せてタブレットの使用ルールを含めたマニュアルを小学校低学年用、高学年用、中学生用及び教員用に分けて、教育委員会の担当で作成し、学校にお願いしました。現在の授業においては、教科や学年によって差はありますが、タブレットを使った調べもの学習やカメラを利用した学習に活用しているようです。なお、教員においては、学習アプリ、ロイロノート・スクールを利用した授業をするためにZoom研修やGIGAスクールサポーターと協力しながらタブレット学習の充実に向けた研修に取り組み始めたところです。既に、ロイロノートを使い、授業に活用している先生もいます。今後は、予算化しております電子黒板等の利用を含めた研修に取り組んでもらう予定です。タブレットが特別なものではなく、辞書や資料集、また教具の一つとして使いこなせるよう、まずは先生方の使い方だけでなく、教材内容の研修を深めていく予定です。年配の先生方は多少きつい思いをするかもしれませんが、頑張ってくださいとしかないと考えているところです。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番 (小 川)

これからの学校教育には、Society 5. 0時代に対応した高度な知識や技術を持った人材を育成することが求められており、多様な子供を誰一人取り残すことなく、公正な個別最適化された学びや創造性を育む環境の提供が行政として重要な責務ではないかと考えます。以前、児童の家庭における通信環境について調査された報告がありましたが、課外、校外で児童生徒が通信料や通信端末の有無を気にせず、活用できる環境も必要となってくると考えます。しかし、通信環境が整っていたとしても、子供が自由に学習などに使える端末が準備されている家庭が多いわけではありません。タブレットの校区外持ち出しは今回も検討されていないというお話もお聞きする中、今後校区外での利活用も含めた整備の必要性もあると思うのですが、教育長の考えを尋ねます。

議 長 (田之畑)

教育長。

教育長 (天 神)

ちょっと先ほどの内容とは異なりますけれども、当然マイナス面ですよ、これは前からのいろいろなところでも、あるいはここでも私も回答しているんですが、これを与えたから何かが一変変わるとかいうものじゃありません。そしてまた、先ほどもありましたように、タブレットを家に持ち帰らせるということは今のところは考えておりません。家庭によっても事情も違います。だからもし、去年みたいに夏休みに授業というようなことをせざるを得なかったりとか、休校をせざるを得ない、いろんな状況があったらその都度考えますけれども、家庭でできないところは学校に出させて、教室もいっぱいあるわけですので、そこでさせるとか、去年もそういうことは考えたところでした。だから家庭での保護者との協力をしながらといいますか、お金の問題であったり、時間的なことであったり、学校もアンケートを取ったりしながらやっておりますので、そういう対応しかできないのかなと。

それから先ほど申しあげましたマニュアルと言ったのは、このタブレットを使うのに対してのマニュアルということでしたけれども、それ以外の先ほど言われたような機器にしても本当に心配な部分が多いんです。もっと言わせていただくと、これを使ったら即学力が来年上がるのかと、そういう問題じゃないということですね。これは単なる教具の一つだと。我々から言うと辞典を使ってした、資料を見た、あるいは定規、コンパスを使ってきましたよね、その代わりですよ。それと同じものだというふうに考えていただければいいかなと思っております。ちょっと内容がずれたかもしれませんが。

議 長 (田之畑)

1 番 小川議員。

1 番 (小 川)

ありがとうございます。

会 議 の 経 過

次に、令和3年第1回定例会の日程第18、議案第18号 令和3年度東串良町一般会計予算の質疑の中で、中学校の校門敷地、ロータリーと駐車場の改修について、実際の計画についての詳しい説明をまだお聞きしていませんが、進捗状況はどのようになっているのか、尋ねます。また、中学校校舎から体育館に続く通路の整備の必要についてどう考えるか、併せてお尋ねいたします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

まず中学校の校門周辺の敷地と駐車場の改修と進捗状況でございますが、3月議会の一般質問で答弁した内容に沿って、現在、測量設計業者と打合せをしているところでございます。設計業者からの回答がありましたら、その意見やアドバイスを基に管理課で大筋の計画案を作成し、中学校側と協議を重ねていく予定でございます。かなり時間は要すると思われましても、生徒の安全はもちろん余裕のある駐車場や送迎の利便性を考慮した設計に努めたいと考えているところでございます。

また、校舎から体育館へ続く通路につきましては、教育委員会といたしましても、校舎から体育館までの距離が遠く、特に雨の日は体育館での授業や諸行事の際の行き来につきましては、不便さを痛感していたところでございます。ただ、昨年度業務委託いたしました学校施設等長寿命化計画では、校舎やほかの補修工事の必要が指摘されました。指摘事項を改善するための工事を行うと莫大な財源が必要になると思われまします。よって、今後財源を含め、計画的に進めていく中で、併せて考えるのが妥当ではないかと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1番 小川議員。

1 番（小 川）

コロナ禍による避難所の人数制限や災害の種類によっては、一時避難所としても使用が検討されると考えられる体育館ですが、長い間、校舎から体育館に伸びる通路の整備は着手されてこられませんでした。雨天時の子供たちの体育館使用や防災訓練の際の受渡しの際、待機する保護者への配慮、一時避難所になった際の雨天時の校舎との往来使用など整備による使用者の得られる快適性や公益性も十分あると考えられます。雨の日に傘を忘れて、体育館移動に靴と制服が中までぬれて、寒さや気持ち悪さを我慢し、その後の授業を受けたという話も耳にしました。これらのことから通路の整備の必要性について考えていただきたいと思いましたが、今御答弁いただいたように、ほかの箇所の修繕や財政問題もあると思いますので、どうぞ計画的に、そしてできれば早急に検討を

会 議 の 経 過

していただきたいと思えます。

次に、大項目3のICT環境の整備について質問します。

本町の公共施設等におけるICT環境の充実、Wi-Fi環境の整備や自由に調べもの等ができるICT端末の設置を図る必要性について町長に尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

日常生活でWi-Fi環境を利用した方は自宅では環境が整っている方が多く、役場、総合体育館、総合センターなどの利用者の滞在時間を考えたときに、Wi-Fi環境を必要とされる方は多くないものと考えております。加えて公共施設におけるWi-Fi環境の整備につきましては、多額のインシヤルコスト、ランニングコストが必要となり、その費用対効果が薄いのではないかと考えております。また、端末、パソコン、タブレット等の設置につきましては、若年層ではスマホなど各自所有しているため事足りて所有率が低いとされる高齢者層につきましては、その使い方が分からずに結局利用者がいないといったことにもなりかねませんので、このようなことから本件につきましては、喫緊の課題ではないと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1番 小川議員。

1 番（小 川）

総務省の令和2年度調査の機器別のインターネット利用時間と行為者率を見ると、10代及び20代のモバイルによるインターネット利用はもちろん、60代のモバイルの行為者率が初めて50%を超えるなど平日のモバイルの平均利用時間及び行為者率が各年代でおおむね増加していると報告があります。また、令和元年通信利用動向調査の結果では、インターネット利用者の割合は増加しており、特に6歳から12歳及び60歳以上の年齢層でインターネット利用が伸びているという報告もあります。総務省は、2020年度まで実施予定であった公衆無線LAN環境整備支援事業を2年間延長し、令和3年度も公募を行いました。今は、オンラインで行う授業も多くあり、ICT環境下で学べる環境の整備と提供は必要であると考えます。モバイルはあっても団体活動のときに使用できる場所やパソコン、印刷機がなく、鹿屋のリナシティまで行くしかないという声も耳にしました。これらを踏まえて再度町長に整備の必要性を尋ねます。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今、町長のほうからありましたとおり、喫緊の課題じゃないというふうに話が出たところでございます。今確かにインターネットを使っている方々も増えていらっしゃいます。そうした中で、町長が先ほど言いましたとおり、自宅では環境はほとんど整っていると、Wi-Fi環境も含めてですね。そういう部分でありますので、現在公共整備の部分については、必要ないと。ただ、学校関係については、Wi-Fi環境が整っておりますので、先ほどのタブレットを含めて子供たちにはなんら影響がないものと思っております。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今後目まぐるしく変わりゆく生活様式の変化に伴い、これらの整備に関して再度検討していただける機会もあると思いますので、そのような際には、ぜひ検討していただきたいと提案し、次の最後の質問に移ります。

本町における公共施設のバリアフリーとユニバーサルデザインについて、町長に質問いたします。本町では、公共施設においてバリアフリーやユニバーサルデザインを考えた施設整備を行っているか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

公共施設の中でも主要な施設、庁舎、保健センター、総合センター、高齢者福祉センター、総合体育館、改善センターについては、建物アプローチを含め、バリアフリー対応の施設となっております。また、現在、本町の公共施設は、平成8年に建設した本庁舎を初め、老朽化した施設が多数存在します。このような施設の維持補修費も年々増加している状況でございます。順次補修を行っている状況でございます。このような状況から補修に合わせて必要があればユニバーサルデザインも検討し、順次進めていければと考えているところでございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

会 議 の 経 過

全ての人に使いやすい施設整備は、公共施設において重要であると考えますが、以前もお話しさせていただいていますように、庁舎内には授乳室の設置はなく、ベビーベッドやユニバーサルベッド、妊産婦のための駐車場の区画もありません。これは現庁舎がこれらの考えを想定してつくられてなく、場所の確保が遅れていることから進まないのだと考えていましたが、新しくできたMARUMARINEに関して、車椅子、ベビーカーを利用する方を配慮した構造でないこと耳にし、実際、現場に行き、駐車場からスロープへの道の長さや道の整備がなされていないことでタイヤがのめり込み、移動時に危険を感じるなどの状況があることを確認しました。設計時から公共施設においてバリアフリーやユニバーサルデザインを考えた施設整備を行っていたら、このような声は聞かれなかったと思います。庁舎内だけでなく、本町における公共施設全般に関して、多様性を考えた施設の整備が必要であると思いますが、町長のお考えを再度尋ねます。

議 長（田之畑）
総務課長。

総務課長（江 口）

今おっしゃったとおり駐車場のそういう配慮というところでございますが、庁舎につきましては、身体的な障がい者の方の駐車スペースは1台確保してあると認識しておりますし、また保健センターのほうにも1台確保していると、表示がしてあるというふうに思っております。その表記の中にまた必要性があれば、そういう方の表記も含めて対応していけたらなと思っております。ただ、またMARUMARINEの部分につきましては、今整備途中でもございますし、その状況を見つつ、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）
1番 小川議員。

1 番（小 川）

今答弁いただいたように、障がい者駐車場1台の確保で、公共施設のそういったバリアフリー、ユニバーサルデザイン、障がい者、いろいろな方に対する優しい公共施設を目指す対策として十分だということでは言われているのでしょうか。

議 長（田之畑）
総務課長。

総務課長（江 口）

十分ということじゃなくて、今現状そこを使っただけのような対策を講じていきたい。必要性があるとするならば、今後いろんな角度から検討協議し、対応していきたい。

会 議 の 経 過

いというふうに考えております。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

必要性について、どのように評価され、必要性があったときに整備されるということでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

必要性という部分でいろいろな捉え方があろうかと思いますが、住民の方々からの意見、要望、それが一番重要視されるかと思いますが、そのようなときがあったときには、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

必要性の情報収集について、きちんとした枠組みをつくり、多くの利用者が快適に使用できる施設整備の実現を提案し、以上で私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

次に、2 番 児玉勇治議員の発言を許します。

2 番 児玉議員。

2 番（児 玉）

それでは、通告に従いまして、2点質問させていただきます。

まず1点目は、国道448号線についてであります。国政報告の令和3年度、予算公共事業等箇所付で国道448号線に2,360万円が計上とありました。またそれによりますと、新規として東串良町に予算化とありますが、今後その予算が県に配分された場合、どのようなことに使用されるか分かる範囲で説明をお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

会 議 の 経 過

お答えします。

県のほうにお伺いしたところ、柏原の上通り歩道未整備区間約430メートルについて、特定交通安全施設等整備事業を活用し、令和3年度県予算において、県が事業主体となり実施することとなりました。事業内容は、令和3年度中に測量設計、用地家屋調査を行い、令和4年度からは用地交渉、買収を行った後、工事を実施する予定とのことでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

私が議員になって一番最初に行った一般質問が国道448号線の柏原新町下から新町上までの全長約400メートル、町長によりますと、430メートルとのことですが、道路幅が狭く、大型自動車の離合ができなく、通学路でもあるが、町長はどのようにお考えですかだっただと思います。町長は、鹿児島県主催の行政懇談会及び土木事業連絡等で拡幅を要望している。通学路のため、交通安全点検をした結果、危険箇所であり、大型車の通行も年々増加しているので、引き続き早期拡幅や歩道整備を要望していきたいとの回答でした。その間の執行部の努力もあり、5年間で国会議員、県会議員、そして知事も現地を視察され、現在の国道448号の状況を把握されたことにより、今回の予算が計上されたと思います。今回の予算を土台としてただいま言われたとおり、令和4年度に向けてどのような対応をしていくかをお尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今回の対応ですけれども、以前、これは県案でありまして、ずっと長い間、448号線は今回の事業を実施する区間についても最初に測量設計を実施するわけでございますけれども、住民説明会を行いまして、皆さん、ぜひやってくれということをお聞きしまして、ぜひこれは実現しなくてはならないということで、もちろん今議員おっしゃいました知事も見ていただきました。そして国会対策委員長でございます森山先生にも見ていただきました。そういう状況の中で、これだけはどうしてもやらなくちゃならないと一番の懸案事項でございまして、こうして予算化されたことが第一歩だろうと思っておりまして、期待しているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉議員。

2 番 (児 玉)

ただいまの町長の答弁を聞きまして、安心したところです。何といたっても住民の意見が第一だと思います。県に言われるままではなくて、執行部が住民の意見を聞き、そしてそれが反映されるような体制をぜひつくってもらい、地元業者の活用もお願いしたいと思います。町長、最後になります。国道448号線の柏原の下通りはまだ半分しか整備がされていません。当初の予定では、両側が拡張されることで、住民は拡張に賛成したわけですから、10メートルずつでもいいですので、今後も継続審議として、下の通りも拡張の要望をしていられるようお願いしたいところでもあります。

続きまして、2点目の災害ごみ処理計画について、質問させていただきます。

地震や津波で発生する災害ごみの処理計画策定が2020年度までに39市町が作成を終える見通しのことですが、本町は策定が終了しているのか伺います。この39というのはここに載っているのを参考とさせていただいたところでもあります。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

国、環境省は平成26年3月に災害廃棄物対策指針を策定し、平成30年3月には、改訂版を公表しております。そして鹿児島県も平成30年3月に対策指針を踏まえ、鹿児島県災害廃棄物処理計画を策定しております。本町においても、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づきまして、地震、災害、及び風水害、その他自然災害を対象とする東串良町災害廃棄物処理計画を今年3月に策定したところでございます。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

2番 児玉議員。

2 番 (児 玉)

ただいま本町に東串良町災害廃棄物処理計画が作成されているということで、安心したところでもあります。幸いなことにこれまで本町は、台風や自然災害により、家屋等の倒壊もなく、大規模災害は発生していません。しかし、今後発生するであろう津波、または地震等により大規模な災害が発生した場合、仮置場が必要になってくると思います。この処理計画は約3,100万トンの災害ごみの処理が遅れた東日本大震災を教訓に国が推進したとありました。私も当時、東北の災害の現場に行ったんですが、災害のごみの多さにはびっくりした記憶があります。あってはならないことですが、もし大規模災害が発生した場合、災害ごみの問題は避けては通れない問題だと思います。本町の災害廃棄物処理計画の取組の中で、どのような場所に燃えるごみと燃えないごみの分別をし

会 議 の 経 過

て搬送するのか。また住民へはどのような方法で協力を求めるのか、計画があれば伺います。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

災害廃棄物により、生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要でございます。災害廃棄物は、膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難になることが想定されるため、災害発生時には、燃えるごみや燃えないごみなど分別区分を処理業者と協議した上で町有地を仮置場として利用する予定でございます。また、各家庭で発生した災害ごみは、仮置場での混雑を回避するために、地区ごとに搬入日や時間を調整するなど、そのときの状況に応じて防災無線等でお知らせし、町民皆様方の御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）
2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

やはり生活圏内に廃棄物があれば一番困るのは住民ですので、処理業者の活用も大事だとは思いますが、町と町民が一体となり、この問題に取り組むことが最も重要なことだと思っております。その他の市町村では災害ごみを含む、一般廃棄物の相互支援協定を結んでいるところもあるようですが、この件については、どのようにお考えでしょうか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

災害時の応援協定でいいですか。平成19年に県内市町村間の災害時相互応援協定を締結しておりまして、平成30年には県内市町村の消防相互応援協定を、そして今年6月1日には、鹿児島県産業資源循環協会と災害時における廃棄物等の協力に関する協定書を締結したところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 児玉議員。

2 番 (児 玉)

地震・津波・台風等の自然災害が発生した場合、何回も言いますが、廃棄物の問題は避けては通れない問題だと思います。東日本大震災の教訓を生かして、もし災害が発生しても生活に支障がないような災害ごみに対する処理をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

議 長 (田之畑)

それでは、次に、9番 宮地利雄議員の発言を許します。

9番 宮地議員。

9 番 (宮 地)

それでは、通告に従いまして、私からも主に3点について、質問をいたします。

まず防災対策です。年々被害が大きくなっているわけですが、正確な気象を含む情報と迅速な避難情報が求められる、そういう時期になっておりますが、豪雨や暴風の中では、なかなか屋外の防災無線は聞こえないという場合もあります。各家庭、私の家もそうですが、この子機を置く場所によって聞こえ方が違って来るんですよね。ですから、この災害が起こる前に一斉の町内の防災無線の子機の点検などを実施すべきではないかということをお初に取り上げたんですが、そうした町民からの要求は出てきていないのかどうかを含めて、そういう考え方はないかお聞きいたします。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

私といたしましても、この防災行政無線は大事なものだと考えております。災害時の緊急情報や行政情報の伝達手段として果たす役割は大きいと感じております。現状といたしまして、防災行政無線戸別受信機の故障時の対応については、町の広報紙にて周知を図り、町民の方々から故障等の連絡があった場合は、職員が随時、点検や修理等を行っております。議員お尋ねの防災行政無線戸別受信機の一斉点検、修理については、費用面においても難しいところがございますが、現状の対応で問題なく運用させていただいておりますので、今後も同様の対応とさせていただきたいと考えております。

また、点検や修理等の対応と併せて、まだ設置されていない方や本町へ転入された方へ防災行政無線戸別受信機の設置も案内しておりますが、音がうるさい等の理由で設置を希望されない方もおありまして、令和3年5月1日現在で普及率は82%となっております。これからの大雨や台風等の自然災害に備え、身を守るためのツールとして町民の皆様にご利用していただけるよう、今後も窓口や広報紙等において受信状況の確認や設置

会 議 の 経 過

を推進してまいります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

既に、常時点検などやっているということで安心したわけですが、しかし普及率が82%というのはちょっとやっぱりどんなものかなと。うるさければボリュームを下げればいいんじゃないかと思えますので、ぜひ重要な機器でありますので、普及をさらに強めていただきたいということと、機器の交換などの各家庭に対する負担というのは発生していないんでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

費用負担につきましては、修理や外部アンテナ等必要な場合については、全て町の予算で対応しているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

それでは、次にコロナ対策です。

本町は、大学生及び高校生に対する助成金額は他の町村より多かったんじゃないかなと思ったりしているんですけども、本町出身の大学生などにコロナが収束するまでの間だけでも、特に大学生に対する給付型の奨学資金、これは支給できないか伺うわけです。報道によりますと、大学生のアルバイト先などが店じまいなどで職を失って大学も辞めないかんというような報道もありました。農民連やいろんな婦人団体も含めて、大学付近で米や野菜などの無料配布をやりますと、たちまち学生で取り囲まれると大変人気が出ているようですが、本町は、給付型の奨学資金について考えていないかどうか、これは町長のほうででしょうかね、教育長でも町長でも答弁をお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

昨年度、学業支援給付金といたしまして、大学生及び専門学校生116人へ1人5万円ずつ総額580万円でしたが、それと高校生161人へ1人3万円ずつということで、総額483万円の学業支援給付金を支給いたしました。また、昨年度から今年度にかけて町民1人当たり4万円を3回に分けて給付いたしましたので、コロナ関係で給付をする財源は今のところ持ち合わせておりません。よって、今のところ大学生等への給付額の奨学金の支給は考えておりませんが、今後、国からのコロナに対する交付金があるようであれば、その際は、その趣旨等を検討して考えてみたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

ぜひ、今後国の給付があった場合にはということですので、そういう方向で検討をお願いしたいと思います。

それから、次に、同僚議員も通告をしておりますけれども、町内の小売店、飲食店への影響について、どの程度把握して、また何らかの助成の考えはないか伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今年4月に国から新型コロナウイルス感染症による売上げの影響についての中小企業を対象とした調査依頼が県を通じてありました。これを受けまして、調査対象が中小企業ですから、町商工会へ現状の把握について、調査依頼をいたしました。全ての事業者の調査が行われたわけではないですが、4月に実施された調査結果についてお答えします。

まずはお尋ねの小売店ではありますが、宴会自粛等でコロナ前と比較して売上高が20%以上減少している店舗があるという調査結果でございました。一方、飲食店におきましても会合などで人数制限や夜の利用者がほとんどないことから、小売店と同様に売上高が20%以上減少している店舗もあり、非常に困っているとの調査結果でありました。また、何らかの助成措置が必要ではないかとお尋ねにつきましては、直接的な助成措置の予定はないですが、1万円で2万円分の商品券を4,000セット発行するプレミアム付き100%のあまびえルピノン商品券発行事業を経済対策の一環といたしまして、実施いたします。発行総額は8,000万円で、長期化する新型コロナウイルス

会 議 の 経 過

感染症により、落ち込む町内消費を喚起する取組と位置づけております。お尋ねの小売店や飲食店の支援に必ずやつながらるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

予算質疑の全員協議会の中で福祉課長にも話をしたのですが、社協も二、三日前でしたか、南日本新聞にも載っていましたが、返済は必要なんだけど、利子はつかないんだけど、融資をするんですね、最高で200万円ぐらいあるんですが、この制度が課長の答弁を聞いてみてもあまり普及していないんですね。全国的には大分数字は上がっているようですけれども、本町の場合はあまり活用がないということでしたので、大いにこれも普及を周知徹底していただいて、特にこの中小業者などが使える制度のようですので大いに活用のために周知徹底を図っていただきたいということを要請をいたしておきます。

それから最後になりますが、町県民税の申告の問題です。今年も税務署は申告時期を1か月遅らせてくれたわけですが、本町は各集落で公民館などを使って申告作業を税務課職員がやっているわけですが、コロナ禍の中で密を避けるために、どのようなやり方でやっているのか、私自身はそういう集落の申告会場には行っておりませんし、参加していないわけですので、どのようなコロナ対策ではパーテーションを区切ったりいろいろあると思うんですが、一定の対応をされたと思うんですが、密を避けるための方策ですね、実態はどうだったのか、答弁願います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

私といたしましても会場では密を避け、プライバシーに配慮するよう指示を出しましたけれども、会場内での対策内容につきましては、税務課長を介して答弁させます。

議 長（田之畑）

税務課長。

税務課長（東水流）

お答えいたします。

各集落で行っております申告受付につきましては、国税長官の発表資料や厚生労働省の資料から職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリ

会 議 の 経 過

スト等を参考にいたしまして、申告者同士が密にならないよう、申告者のプライバシーへの配慮にも心がけ、一定の間隔を取って申告受付しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

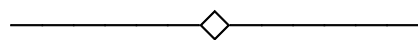
一定の間隔を取ってということでしたが、特に一つの集落の公民館に来る人たちは代々隣近所を知っているわけですね。ですから、プライバシーについては、ぜひ厳格に守られるようにする必要があると思うんですね。あそこは何月に牛を出したぞと、去年は何頭ほど出ているはずだとか、それぞれの家の経済事情が分かるわけですね。ですから、そこに行った人が集落で申告してきた人が私のところに来て、こげんやった、あげんやったというような話もよく聞くんですね。ですから会場も集落の公民館だからそんなに広くはないからやり方が難しいとは思いますが、実際に税務課の職員が何人で対応されるか分かりませんが、四、五人でしょうかね、三、四人か分かりませんが。その目の前にそれぞれの住民を呼んで、それぞれ距離も置いて、それからそれ以外の住民は会話が聞こえない程度の距離を置いて、実際の申告実務ができるように、ぜひ要請をしたいと。すぐそばにおると、分かっちゃうわけですから、誰の家は米を何段つくって、牛は親が何頭おるぞとかそんなのも分かるわけですから、ですからぜひプライバシーが守られるような申告実務になるように要請をいたしておきます。

以上で私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

ここでしばらく休憩します。

休 憩 午前11時11分



再 開 午前11時17分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番 瀬戸山讓一議員の発言を許します。

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

この議会と執行部との関係についてというのは、現政権の前の町政のときにも1回言わせていただいたことですが、なかなか自分自身の感じとしては、やっぱり執行

会 議 の 経 過

部と議会が馬を合わせて方向性を同一にしてやっていくのが一番ベストな行政になるのかなといつも思っております。ですから、現町政に関してもこのことについて質問したいと思います。

そのことを実現するために肝腎なことは何だろうかということのをいろいろ考えているわけですがけれども、例えば前回の3月議会でもここで一般質問をさせていただいて、政策提言らしきものを言わせていただいたんですけれども、いつも言いますけれども、自分たちが政策提言したり、いろんなことを申し上げたことに関して、執行部、あるいは町長がどのような形で受け止めて処理していくのかということのを再度確認を含めて聞きたいところであります。

3月の時点でいろいろと政策提言しましたということのを今言いましたけれども、この扱い、町長は例えば私たちが政策提言したこと、意見なりをどのように処理されていますか、聞きます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議会と執行部の関係とは車の両輪のような関係であるべきだと私自身は思っておりますが、町が行う事業、執行部と議会という二つの組織で二重のチェックをし、事業が行われているものと考えております。町長である私はもちろんのこと、議員の皆様も選挙という町民からの審判を受けます。執行部としては、私の掲げるマニフェストや費用対効果、町民の要望、事業を行うための必要経費などを検討し、議案をまとめ、議会に提出します。議会は、事業の執行権や一部例外を除いて議案の提出権はございません。しかし、審議や議決する権利がございます。議員の皆様におかれましては、執行部が提出した議案を様々な角度から審議されまして議決されていることと思っております。議案が賛成多数で可決いただいた場合には、執行部は事業の実施に移ります。また反対多数で否決された場合は、議案を修正し、再度提出するか、事業実施を断念することのどちらかを選択いたします。ですから執行部である私は、行いたいことを議会の場で提案し、可否を判断されることが議員の皆様だと思っております。当然、様々な意見もあると存じておりますので、議員の皆様のお意見や町民の皆様の声を聞かせていただき、議論を尽くしてよりよい東串良町を皆様と共に築いていきたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

会 議 の 経 過

これも考え方ですけれども、今町長が言われたこと、要するに我々は、結論をちょっと言わせていただければ、執行権が議員はないわけですね。執行権がないから政策提言とかいろんな陳情、請願なりするわけですけれども、問題は、今日ここでお伺いしたいのは、自分たちから発したことをどれだけ執行部、町長が受け止めて真摯に論議して、これを実行、政策のネタにしていくべきじゃないかなということが一番大事だと思うんですけれども、だから具体的にちょっとお聞きしますけれども、この前3月に私が政策提言したことを町長は議事録なり見て再チェックされましたか、聞きます。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
これまでと同じで、特に何かを行うということを考えておりません。
以上です。

議 長（田之畑）
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）
そういう答弁はどうなんでしょうかね。だから在り方としては、なぜ自分たちがいるなところに研修に行って勉強して、この前いろいろ話しましたけれども、そういうことを政策提言して、予算もいっぱい使わせていただいてということも言いましたよね。それで自分たちの政策提言が受け止められなければ、どういうことになるんですか、聞きます。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
議員は議員の自分のお考えですので、私は私の執行権ですので、私は私の考え方で。それとその効果とか、費用対効果とかがある場合は考えることもあります。
以上です。

議 長（田之畑）
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）
ということは自分たちが政策提言しても、町長が取捨選択して、要らないものは要

会 議 の 経 過

らないと受けられないものは受けられないという形によろしいですね。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
そのとおりです。
以上です。

議 長（田之畑）
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

驚きの答弁であります。今、議会のほうは、議会活性化委員会というのをつくろうとしております。皆さんのいろんなサポートを受けて、議会を活性化しようということで、今一生懸命動いている最中です。早速15日に第1回の議会活性化委員会が開かれるんですけども、皆さんがやる気があって、いろんなことを出し合って勉強しよう、あるいは討議しよう、論議しようということで今皆さん、血気盛んになっております。だからこうなったときに、いろんなことを討議、それはもうさっき言った取捨選択の中には入っていくわけですけども、やっぱり執行部に対して、いろんな意見具申とか、提案とか出てくるわけですよ。今度は私1人じゃないですよ。議会全体として取り組もうという形でやっておりますのでね。だからそういうところに来たときに心構えですけども、町長、どうですか、議会全体でそういう答申、方針が執行部に示されたらどういう受入れ体制をされますか。議会全体で言ってきますよ、どうですか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
もちろん議会の皆様方から御提案いただいたものは執行部としては検討いたします。それに尽きることです。
以上です。

議 長（田之畑）
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

じゃあ、一応議会全体で取り組むべきことを今真摯に受け止める形で受け取られた

んだなとは思いますが、一般質問なんかはまた別ということですか。一般質問なんかで政策提言されたことは自分の取捨選択、それで議会全体で取り組んだことは別にするというわけじゃないですよ、どうですか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

私も議員を12年しておりまして、いろいろ前町長に提案してまいりましたけれども、全部が全部通るものじゃないです。それを提案するのが議員である。議員の立場ですよ。幾らどんな研修した、どこそこへ出向いて、あれはいい、これはいいという、それを取り上げていくのが議会であって、それを提案するのも議員なんです。それを受け、受けないじゃなくて、執行部は検討させていただくことだけですよ。そいでもいいものがあったら取り入れますよ。そういうことです。

議 長（田之畑）
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

議会と執行部の一番大事な部分を言わせていただけたかなという感じはするんですけども、自分としてはそういう答弁があればどうしようもない答えとして受け取らざるを得ないんですけども。これから議会全体として、だからいろいろなサポートをいただいて、自分が思ったことはやはり個人としてはなかなか受け入れてもらえない。そういう悲しさがありました。だから議会全体として、これからそっちの方にいるいろいろ打って出てくるんじゃないかなと、そういう体制で考えておりますので、今日は一つの質問で終わりますけれども、②のどのような手法を編み出すべきか、具体的に尋ねる。ここは最後聞いておきたいと思います。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

今までずっとお答えしましたけれども、これまでと同じで、特に何かを行うという考えはございません。以前もお答えしたとおり、今議長も議員必携を持っていらっしゃいますけれども、この340ページに書いてあるんです。執行部と議会は、一步離れて、二歩離れるなという言葉がございます。議会と執行部が一緒になるとですね、議会としての能力はなくなるんですよ。ここは批判し、監視するのが議会の立場ですので、そこだけ御理解いただければありがたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

ま、二元論、議会は執行部を監視するという大義名分がございますけれども、いろんな今議会の機関誌とか、月刊誌みたいな議会のあれが回ってきますけれども、もうそういう時代じゃないと。議員の最終の目的は政策提言であるというのもこの前ちょっと書いてあったんですけども、もう二元論の、ただ、議会は行政、執行部を監視する、そんな時代じゃないという意識を持っていかないといけないんじゃないでしょうか。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、4 番 牧原完治議員の発言を許します。

4 番 牧原議員。

4 番（牧 原）

それでは、私も通告に従いまして、質問したいと思いますが、新型コロナ対策の件です。やっとワクチンの接種が始まり、収束の光が見えたんじゃないかというこの頃でございますが、このコロナ禍の中で当然我がまちの町民も影響が大分ございました。そのために本町でもいろんな対応策を講じてきましたが、私も農業関係については、いろいろアンテナを張っておりまして、農業関係については、調査しておりました。しかしながら、商工業とか、漁業者についてはどうかなという考えもあったわけでございます。この前、2か月ほど前に商工会の幹部と話す機会がございまして、この方も町は農業関係については敏感に対応されますけれども、私たち商業者については、どうも鈍いんじゃないかという意見を言われまして、私も商業者に対してはプレミアム商品券とか、またはドライブスルーによる弁当とかいう協力はあったんですよという反論もしたわけでございます。コロナが発生しまして、もう1年半ほどになるわけなんですけど、コロナが発生する前はどうか。そこを基準にして、コロナ禍で1年経過して、今年の税務申告もあったわけなんですけど、実際に数字が出て、所得がどうであったか、売上げがどうであったか、大体分かっていると思います。そこで、2年間をコロナ以前とコロナ禍と比較しまして、どのような職種が被害というか、影響があったか、調査ができていれば、お尋ねしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

会 議 の 経 過

コロナ禍の前と後ろの比較については、税務課長を介して説明させます。

議 長（田之畑）

税務課長。

税務課長（東水流）

お答えいたします。

町県民税の申告受付によりまして、税務課が保有する住民税の課税状況から令和2年中及び令和元年中の営業等所得、町内事業所217件の比較を行いましたところ、前年より営業所得が増えた事業所は102件、減った事業所は115件となりました。なお、住民税の課税所得には職種が存在しませんので、職種ごとの内訳のデータは保有しておりませんので御理解ください。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

4番 牧原議員。

4 番（牧 原）

残念ですが、職種が欲しかったんですよね。例えば私が聞いたところでは、漁業者については魚が安値で被害を受けたとか、また鮮魚店というか、魚の卸売業があるんですよね、4件ほどだと思いますが、非常に収益が落ちたということも聞いております。漁協、商工業、そういう方たちで被害を受けたというのは聞いていないですか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

小売業、それから飲食業についてですけれども、先ほどの宮地議員の答弁で町長がお答えしましたが、国からの調査依頼がございまして、その関係で中小企業の影響ということの依頼がございました。それでこちら商工会のほうに依頼をしたところですが、全ての会員の皆様方の調査をしたわけではございません。十数件の件数だったと思いますが、そこで聞き取りを行った結果、小売店、それから飲食店、全てのお店ではなくて、20%以上の売上げの減少があったというようなお店もあったということでございました。そういった中でいろいろと先ほど牧原議員もおっしゃいましたドライブスルー弁当、町のほうも協力いたしまして、みんなでこの危機を乗り越えようということで非常にドライブスルーの売上げも上がって助かったという声もお聞きしております。そういったことをまた実施しようという機会もあるようでございます。さらには、先ほどのプレミアム付き商品券、こちらのほうもやっていって、そ

会 議 の 経 過

の売上金のところをカバーしていきたいというふうには思っております。20%以上影響があったというお店は飲食店、小売店ともにあったという、そこまでしかこちらのほうでは押さえておりません。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 牧原議員。

4 番（牧 原）

税務課長でも構いませんが、国の持続化給付金という個人で100万円、法人で200万円というのがあったわけなんです、それを受給されている方が何件という調査はないですか。

議 長（田之畑）

税務課長。

税務課長（東水流）

現在、データを持ち合わせておりませんのでお答えはできないんですが、申告の中身を調べないとちょっと。後ほどお知らせしたいと思います。

以上です。

議 長（田之畑）

4番 牧原議員。

4 番（牧 原）

被害だけという質問をしているわけなんです、実は串良の飲食店業の調査も私はしてまいりました。その調査がたしかか分かりませんが串良の場合は、飲食店業が多くて、店のオーナーがおりまして、日に2,000円の借家料というか、そういう状態で、家賃がこのごろになって入ってくるんですよねということ聞いたんですよね。そこで休業要請の日に6万円、または4万円、時短というような奨励もございまして、コロナ太りがあったんじゃないかなという話も聞いたわけなんです。うちの場合も持続化給付金を申請される方が何名も聞きました。持続化給付金というのは一時所得ですかね、所得に入りますので、そのような形で非常に所得的には、これも大分影響してよかったんじゃないかというような気もしているわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、魚関係の方はどうかということ危惧しているわけなんです。農業関係については、この前、農林水産課長にも申し上げましたが、農協で軽トラックを買ったり、小規模な機械を買ったりするコロナ対策資金というのがあるそうです、農協関係は。漁協関係はないかなというようなことも考えているわけなんです。そしてまた、漁協については、大崎町と合同ですので調査が不十分かと思いますが、漁協の魚の卸

売業とか、漁協関係で所得に被害があれば何らかの対策が必要かと思うわけでございます。そこで、そのような方の調査ができれば、今後、町として何か対策ができないものかなと思ひまして、町長にお尋ねいたしたいと思ひます。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

今議員のほうからもありました水産業ですか、農林水産課長に明示したのが、水産業にも対策補助金とか何かつけがならんどかいということ相談したことがございました。何か農業関係だけはこの言葉が出つきちよつで何かそこも考えはないかということで、なかなか漁協の場合は新規就労者ももちろんいないんですけれども、新たに船を買おうといつても何千万円に近い漁協の船になるものですから、修理とか何かそういうものに与えるものはないかということも相談いたしまして、あるかないかは本人も分からないということで今調査していますということだったものですから、ちよつど漁協のほうからも補助事業として打ち出しているのが、あれはちよつと詳細については農林水産課長に答弁させます。

議 長（田之畑）
農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

漁協関係の支援につきましては、以前漁協組合のほうから漁協の手数料の助成の要望があったところでございますが、ほかの団体、畜産であれ、園芸であれ、その手数料の支援という部分については、1団体のみ支援するということはちよつとできないということで、ほかの対策ということで一律支援ができないかということで、町長とも協議をさせていただいたところでございますが、一概に飲食業等の不振ということでやはりコロナの影響があるかもしれないんですが、一概に漁獲高の問題もございしますので、そこはちよつと今後精査をする必要があるのかなというふうに考えております。ちりめんなんかも販売の低迷が続いているといったお話もございましたので、そこについて町の物産館等もございしますので、その物産館等でも販売ができないかということで、漁協組合とはまた協議を行った経緯もございします。具体的にはまだどこまで支援ができるかということはまだ具体的なところまで至っていない現状でございしますので、今後そこをまた調査研究をする必要があるのかなと。併せてまた大崎町さんともそこは協議をする必要があると考えておりますので、今後また継続的な対策を取っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

4番 牧原議員。

4 番（牧 原）

ただいま農林水産課長から力強い言葉をもらいました。本町のあらゆる職種が活性化するように町の手だてではできるものなら今後考えていただきたいと思って、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

以上で、一般質問を終わります。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月16日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会            午前11時43分

## 令和3年第2回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和3年6月16日 午前10時05分  
閉 会 令和3年6月16日 午前10時52分

### 出席議員（10人）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 小川 香織  | 2番 児玉 勇治  |
| 3番 瀬戸山 譲一 | 4番 牧原 完治  |
| 5番 西園 貞美  | 6番 泊 重巳   |
| 7番 前田 隆   | 8番 上園 ミキ  |
| 9番 宮地 利雄  | 10番 田之畑 稔 |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

|           |          |
|-----------|----------|
| 3番 瀬戸山 譲一 | 4番 牧原 完治 |
|-----------|----------|

### 職務のため出席した者の職・氏名

|            |          |
|------------|----------|
| 事務局長 浜屋 啓子 | 書記 大園 保広 |
|------------|----------|

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| 町長 宮原 順       | 住民課長 田尾 勝                |
| 副町長 畠中 勇一郎    | 企画課長 中島 孝一               |
| 会計管理者 有嶋 義昭   | 農地課長兼農業委員会事務局長 前田 秀一     |
| 総務課長 江口 勝志    | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 中小野田 輝幸 |
| 農林水産課長 瀬戸山 雅樹 | 社会教育課長 吉留 潤一郎            |
| 福祉課長 吉永 広史    | 総務課長補佐 上野 史生             |
| 税務課長 東水流 勝    |                          |
| 建設課長 宮地 利行    |                          |

|          |        |
|----------|--------|
| 議事日程     | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 会議の経過    | 別紙のとおり |

## 議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 陳情第 7号 新川西中農道の道路整備について（委員長報告）
- 日程第 3 陳情第 8号 義務教育費国庫負担制度負担率の堅持及びゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（委員長報告）
- 日程第 4 発委第 3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第 5 発委第 4号 柏原海岸の侵食対策の早期着手を求める意見書
- 日程第 6 議案第30号 ホイールローダー購入契約について
- 日程第 7 議案第31号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第32号 令和 3 年度東串良町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第33号 令和 3 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第34号 消防ポンプ自動車購入契約について
- 日程第 11 議案第35号 令和 3 年度東串良町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 12 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第 13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

## 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 陳情第 7号 新川西中農道の道路整備について（委員長報告）
- 日程第 3 陳情第 8号 義務教育費国庫負担制度負担率の堅持及びゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（委員長報告）
- 日程第 4 発委第 3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第 5 発委第 4号 柏原海岸の侵食対策の早期着手を求める意見書
- 日程第 6 議案第30号 ホイールローダー購入契約について
- 日程第 7 議案第31号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第32号 令和 3 年度東串良町一般会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第1 発議第 1号 議案第32号「令和 3 年度東串良町一般会計補正予算（第 3 号）」に対する附帯決議（案）
- 日程第 9 議案第33号 令和 3 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第34号 消防ポンプ自動車購入契約について
- 日程第 11 議案第35号 令和 3 年度東串良町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 12 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第 13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

# 会 議 の 経 過

開 会 午前10時05分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにし
たいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。
お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議
員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決定
しました。

~~~~~

## ◆ 日程第2 陳情第7号 新川西中農道の道路整備について

議 長（田之畑）

日程第2 陳情第7号 新川西中農道の道路整備についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長 上園ミキ議員。

## 会 議 の 経 過

8番 上園議員。

### 8 番（上 園）

ただいま議題となりました陳情第7号 新川西中農道の道路整備について、委員会での審査結果を報告いたします。

本件の審査は、6月9日に委員会を開き、陳情者代表及び建設課長の立会いのもと、現地にて陳情箇所の現状等について説明を受け、調査しました。

陳情箇所は、5世帯が生活道路として利用する道路であり、平成16年に国から町へ譲渡された里道で延長126メートル、幅員は平均で2.8メートルであります。

調査において、未舗装で路面が凸凹している状態や、また、雨の日に事前に確認を行った建設課長の説明で、道路のあちこちに水たまりができ、交通に支障があることを確認しました。

以上を踏まえ審査した結果、本陳情は道路の舗装と排水溝の整備をお願いするものですが、その趣旨、内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

### 議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから陳情第7号 新川西中農道の道路整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### 議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第3 陳情第8号 義務教育費国庫負担制度負担率の堅持及びゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

議 長（田之畑）

日程第3 陳情第8号 義務教育費国庫負担制度負担率の堅持及びゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長 上園ミキ議員。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

ただいま議題となりました陳情第8号 義務教育費国庫負担制度負担率の堅持及びゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、委員会での審査結果を報告します。

本件については、6月9日に開会した教育産業常任委員会で、陳情の内容等について審査したところです。結果、子供たちの豊かな学びの実現のためには、自治体間の教育格差が生じることがないように、国が財源保障し、教育の機会均等と水準の維持向上を図ることが必要であり、本陳情の趣旨、内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところです。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから陳情第8号 義務教育費国庫負担制度負担率の堅持及びゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~  
◆ 日程第4 発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

議 長（田之畑）

日程第4 発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

教育産業常任委員長 上園ミキ議員。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

ただいま議題となりました発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書ですが、地方自治体が独自財源により、人的措置等をし、自治体間の教育格差が生じることは問題であります。全国のどこに住んでいても平等に、一定水準以上の豊かな学びを子供たちに提供する上での地方教育行政の推進には、国の施策として国庫負担による財政保障が必要であります。このため、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、計画的な教職員定数改善の推進と、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持することを政府に対して要請するものであります。

よろしく御賛同のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。
これから発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
お諮りします。
ただいま議決された発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。
た。

~~~~~

◆ 日程第5 発委第4号 柏原海岸の侵食対策の早期着手を求める意見書

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

日程第5 発委第4号 柏原海岸の侵食対策の早期着手を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

防災・減災特別委員長 宮地利雄議員。

9番 宮地議員。

### 9 番 (宮 地)

ただいま議題となりました発委第4号 柏原海岸の侵食対策の早期着手を求める意見書であります。防災・減災特別委員会におきまして、町内の危険箇所等の調査をやっておりますが、この会期中も柏原海岸の現地調査を行いました。地域住民の憩いや、観光資源としての柏原海岸において、度重なる侵食の進行により防風林や民家への影響も懸念される中、浜がけは成人の高さを超える危険な箇所も発生しており、深刻な状況となっております。そのため、侵食対策に向けて早期に着手するよう鹿児島県知事に対し意見書を提出し、要請するものであります。

よろしく御賛同のほど、お願いいたします。以上であります。

### 議 長 (田之畑)

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから発委第4号 柏原海岸の侵食対策の早期着手を求める意見書を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発委第4号 柏原海岸の侵食対策の早期着手を求める意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第6 議案第30号 ホイールローダー購入契約について

議 長 (田之畑)

日程第6 議案第30号 ホイールローダー購入契約についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第30号 ホイールローダー購入契約についてを採決します。

本件はこのとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

異議なしと認めます。
したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第7 議案第31号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第7 議案第31号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを  
議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっております  
ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第31号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採  
決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第8 議案第32号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第8 議案第32号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第3号）を議題

会 議 の 経 過

とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 前田議員。

7 番 (前 田)

この予算書に対してちょっと質疑いたします。この予算書の18ページの土木費、測量設計監理業務委託料1,400万円ですよね。これは町道池之原大隅線の改良事業であると説明を聞きましたが、この路線を選定した理由と、また町道池之原大隅線に隣接するにぎやかタウン雪山の住民を初め、地域住民などから町に要請があったのかどうか、そこらをお尋ねいたします。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

この路線は、池之原大隅線の改良舗装事業につきましては、陳情、要望があった路線ではございませんが、平成25年度から過疎計画にのせて順次事業を実施していく大変重要な路線の一つでございました。そういう中で、新過疎法の関係で、これを昨年でしたけれども、我がまちが卒業団体ということで、過疎の地域が外されるだろうということで、これを外した経緯がございまして、我がまち、地元選出の国会議員の先生にもお願いいたしまして、何とか卒業団体にならないようにということをお願いしまして、そしたら、今年3月に一応我がまちも過疎地域ということで認定を受けております。そういう中で、今回こうして計上したのが経緯でございます。議員おっしゃるとおり、要望はございませんけれども、平成25年度から一応過疎計画にのっていた道路という経緯もございまして、私自身、現場を昨日見てみましたところ、幅員はそれぞれ草が生えていますけれども、7メートルはあるんだろうなと思っておりまして、これをきれいにしたらいいまちの景観というものが見えてくるんだなと思っておりまして、それぞれせつかく大崎町もきれいにされておりますので、これと隣接した道路として生きた道路になれば我がまちもありがたいなと思っております。

それと、交通量も危惧されますけれども、ちょうど大隅重機さんが町に移転というか、倉庫をつくられておりまして、ちょうど入り口のほうに建って、どちらのほうに出ていかれるのかなと思ってみまして、道路を轍がずっとグリーンロードのほうに出て、220のほうに出ているんだなと思ひまして、それと失礼でしたけれども、社長に電話を申し上げて、社長、車は、こうして我がまちにぎやかタウンの陥没のところ倉庫をつくられておりますが、交通量はどうですかということで、いや、普通車は通りますということで、それで大型クレーン車はどうですかと言ったら、いや、クレーン車の場合は、永吉台地のほうにクレーン車を置いておりますから、あそこの中を

通ることはほとんどございませぬということで、これは議会のほうで報告してもいいですかと言ったら、いいですよとおっしゃいまして、ですから大型はほとんど通らないということで、普通車はあそこを通るといことはおっしゃいました。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

7番 前田議員。

7 番（前 田）

ただいまの町長の説明を受けましたが、私もあそこは日常的に車なり、大型のトラクターで圃場に行くのにあそこを使っています。ですけど、ほとんど何の不便もないです。かえって、手前の役場の下の通りほうが不便です。ここは町長も今まで農業をされてて大型に乗っていたわけですよ。ちゃんと分かりますように、この役場の下は3メートルもあるアタッチメントを付けて、走行はできません。でもあそこは簡単に通れます、大型のアタッチメントで3メートルのアタッチをつけてもですよ。それで14日に交通量を調査すればいいんじゃないかという話もあったものですから、ちょうど昼飯を食べながら、あそこで12時30分から1時間ほど車を停めて、ずっとあそこでチェックをしました。そうしたら大崎のほうからグリーンロードのパチンコ屋のほうに抜けるのは1時間で11台、それで大崎から真っすぐ東串良の池之原のほうに抜けたのは軽トラックのほろを被ったのが1台、池之原からグリーンロードまで来るのは1時間の間に1台もありませんでした。14日の午後0時30分から1時30分までですね、1時間ぐらいでいいだろうと思ってしました。ですから何らあそこは手をかける必要はないんじゃないかと思えます。もし、あそこに手をかけた場合、雪山の定住がありますよね。町長も議員時代に、あそこは陥没をするから駄目だよと一生懸命反対された経緯がありますよね。それで、あそこで地盤沈下が始まって、地盤調査が始まったですよ。専門家による調査が始まって、その専門家が指摘したのは、家をのこして、そこを掘って、土を入れ替えないと駄目ですよという専門家の意見だったですよ、覚えていらっしゃると思います。でも、まだそれはいまだにされていませんよね、あそこは。ですから、あそこはもし工事が始まって、今大隅重機さんは、大型は通らないと言われた。今は通らないと思いますよね。でもあそこに大隅重機さんが、この前14日にも申し上げたけど、大隅重機さんがあそこに倉庫を造られたときに、にぎやかタウン雪山の住民の方々が大変なことだと。何でかという、グリーンロードのほうに入り口が最初にあったですよ、大隅重機さんは。そうしたら途中から、池之原からの鉄道線路のほうに入り口を変えられましたよね。あそこの工事のときに、パイルだったと思うんですけども、あれを打ち込む工事が始まったんですよ。そうしたら住宅が揺れて、それから住民がびっくりして、これは大変なことだと。ここにおればうちの土地は価値も何もなくなるということで、曳家から買取りに変わったんですよ、3軒は。この前も申しましたけど。それで、もしあれが始ま

会 議 の 経 過

れば、さっきも言ったように、物すごく地域住民、この前の説明の中でも町長も避難道路としても必要だと言われました。避難道路として必要であれば、その避難場所がどこにあるのか。あそこを通過して、どこに避難をするのか。大崎のサンコウのあたりに避難場所があれば別ですけど、あそこを通過してどこまで避難をするのか、ちょっと疑問だなとうちは思います。だから、ぜひこれはもう1回よく考えていただければなと思いますけれども、町長はどう思われますか。にぎやかタウン雪山の後、残された10件ですか、南側と北側のこの前曳家をした3軒ですね。あの方たちにも行って話を聞いてみようかなと思うんですけども、時間がなかったのも、そこまではできませんでしたがけれども、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、いろんな意見があるだろうと思っております。そういう意見をあらゆる角度から検証いたしまして、また再検討させていただければありがたいなと思っております。それだけは御理解いただければありがたいなと思っております。以上です。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

もう1点、この予算、柏原のほうの寺町というのかな、あの住宅がいっぱいあるところ。あそこも議会でも何回か見に行きましたよね。あその場合、救急車が入らない場所があると、何回かあったような気がします。ですから、もしそういうところがあれば、議会にも地域住民からの道路の舗装や排水などの陳情は出されていますよね。だから陳情があるところも、なかなか難しい場所もあると思います、拡張するのに地権者の理解が得られない場所もあるかもしれませんけれども、こういう柏原の寺町など、ああいう狭い道路にこういう予算を回したらどうなのかと、うちは考えますけれども、町長、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

調査委託業務でございますので、調査だけですので、一応それだけは御理解いただければありがたいと思っております。それと寺町のほうは、建設課長どうやったけな、一たん調査はしてないのけ、あひこは。まだ。ああいうところは議員おっしゃったと

会 議 の 経 過

おり、消防車も入らないところ、救急車とか入らないところもございますので、そこはまた再度検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

これで4回目ですけど、特に許します。

7番 前田議員。

7 番（前 田）

この測量設計監理業務委託料1, 400万円、これは具体的にどのような業務が委託され、その後改良事業にどのように活用されていくのかをば、お尋ねします。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（宮 地）

今の御質問ですが、この1, 400万円の内訳は、この前の全協の中でも話をしたのですが、路線の調査、それと用地の調査、路線周りの家屋を調査して、またさらに路線の調査の中で、CBR試験等をして、この道路が大きな車などに対応するか、そういう調査がこの1, 400万円の中に含まれているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

町長の先ほどの答弁の中で、調査だけと言われましたけれども、調査だけして後はどうするのかという問題が生じてくると思いますが、単なる調査だけであれば、今建設課長の話と、町長の話とは少し食い違うところがあるのじゃないのかなというふうに考えましたから質疑をするわけですが、町長、調査をされた後、どうされるつもりですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

設計業務ですけども、来年度以降、これは年次ごとに25年度から計画に入れたものですから、いろいろなそういうのを勘案しながら、建設に入るときもいろいろな

会 議 の 経 過

また御意見も頂いたものですから、そういうのを調査しながら工事に入るには、そういうことをまた加味しながら発注したいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第32号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

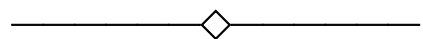
議案第32号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議（案）の動議を提出いたします。

議 長（田之畑）

ただいま上園ミキ議員から、議案第32号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議（案）の動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時35分



再 開 午前10時36分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、お手元に配付いたしました、議案第32号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議（案）の動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたします。

~~~~~  
◆ 追加日程第1 発議第1号 議案第32号「令和3年度東串良町一般会計補正予算（第3号）」に対する附帯決議（案）

議 長（田之畑）

追加日程第1 発議第1号 議案第32号「令和3年度東串良町一般会計補正予算（第3号）」に対する附帯決議（案）を議題とします。

職員に発議第1号を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（浜 屋）

それでは朗読いたします。

発議第1号。

令和3年6月16日。

東串良町議会議長 田之畑稔殿。

提出者 東串良町議会議員 上園ミキ。

賛成者 東串良町議会議員 西園貞美。

同じく 前田 隆。

同じく 泊 重巳。

同じく 宮地利雄。

同じく 瀬戸山譲一。

議案第32号「令和3年度東串良町一般会計補正予算（第3号）」に対する附帯決議（案）。附帯決議案を、別紙のとおり東串良町議会会議規則第14条第1項の規定により、提出します。理由、道路新設改良事業の執行にあたり、適切な事業の実施を求めるもの。

議案第32号「令和3年度東串良町一般会計補正予算（第3号）」に対する附帯決議。

令和3年度東串良町一般会計補正予算（第3号）では、8款2項3目の「道路新設改良費」において、測量設計監理業務委託料として1,400万円が計上されている。

町当局の予算説明では、町道池之原大隅線の整備事業に関するものであった。この事業計画では、大崎町側がセンターラインを入れた道路拡幅整備をつい最近済ませた関係もあり、その延長上にある本町側の823mも整備し、国道220号線が渋滞したときの幹線道路としての役割や、防災上の避難道路として整備したいとのことであった。また、道路の両肩に草等が生えているため約5m位の幅員となっているので、これも整備したいとのことであった。

町道池之原大隅線は旧鉄道の敷地跡であり、本町において現在の道路はかなり以前に、センターラインはないものの道幅7mに整備した経緯がある。町当局の説明にあった雑草による幅員への影響は、除草作業等を行えば十分に解消できる問題である。去る6月9日に教育産業常任委員会では現地調査を行ったが、十分な幅員もあり、路面上の痛みなどもなく、交通の支障や不便さもないことを確認した。また、地域住民からの道路整備や排水対策などを訴える陳情等も出されておらず、町当局が目的とする国道220号線が渋滞したときの幹線道路としての役割や、防災上の避難道路としての役割も現在の状況で十分に対応できるものであった。

さらに、この路線の隣接地には、土地陥没によりその対策費として多額の町費を支出した「にぎやかタウン雪山」がある。その解決までに長い年月を要したところであるが、宅地そのものには抜本的な対策工法は施されてはおらず、現在においても企画課で土地陥没に関する調査が継続して実施されている。この路線の道路整備が行われるとなれば、大型車両等の交通量が増えることが予想され、その交通による振動で、隣接する住宅用地の陥没を誘因するのではないかと、一方では危惧される場所である。

町当局をはじめ町議会へは、町民から真に道路整備など要望する陳情が数多く出されている。今定例会においても、新川西中地区の住民から里道の整備陳情が出され、現地調査の結果、整備する必要性を確認している。また、防災・減災特別委員会では、非常時に対応できない道路を数ヶ所調査したことがある。例えば、一部地権者の同意が得られず整備ができなかった経緯がある柏原の寺町などは住宅密集地であるが、救急車も通れない道路状況であり早急な対策の必要性がある。また、施設園芸を営む方からも排水対策を講じた道路整備も数ヶ所出されている。このように生活道路や農業経営上の必要性から数多くの陳情が出され、諸問題から未処理となっている案件も数多くあるものと思われる。

以上のことから、今回計上された測量設計監理業務委託料1,400万円については、以下のとおりの使い途を求めるものである。

1. 町民・団体等から出された陳情等で未処理となっているものについて、今一度十分な調査・精査を行い、緊急性、必要性の高いものから順次整備することを求める。

## 会 議 の 経 過

以上、決議する。

令和3年6月16日 東串良町議会。

以上、朗読いたしました。

議 長（田之畑）

本案について、趣旨説明を求めます。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

ただいま議題となりました発議第1号 議案第32号「令和3年度東串良町一般会計補正予算（第3号）」に対する附帯決議ですが、内容については、事務局長が朗読したとおりです。大きな事業を執行する上で、有益な過疎債や国庫補助事業を活用することはこの上なく当然なことであり、魅力あるものですが、一方で、一般財源の負担も生じます。また、町議会には、町民から道路整備などへの切実な陳情が数多く出されています。

このことから、予算執行に当たり、真に必要な事業かを再度検証していただき、緊急性の高いものから順次整備されるように、議会の希望的な意見を決議するものです。

よろしく御賛同のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから発議第1号 議案第32号「令和3年度東串良町一般会計補正予算（第3号）」に対する附帯決議（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発議第1号 議案第32号「令和3年度東串良町一般会計補正予算(第3号)」に対する附帯決議(案)について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第9 議案第33号 令和3年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)

議 長 (田之畑)

日程第9 議案第33号 令和3年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第33号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第10 議案第34号 消防ポンプ自動車購入契約について

議 長（田之畑）

日程第10 議案第34号 消防ポンプ自動車購入契約についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第34号 消防ポンプ自動車購入契約について、御説明申し上げます。

東串良町契約規則に基づき、指名競争入札に付した令和3年度石油貯蔵立地対策等交付金、消防ポンプ自動車購入事業でございます。物品購入事業につきましては、物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、消防ポンプ自動車の物品購入金額が700万円を超えるためでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

## 会 議 の 経 過

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第34号 消防ポンプ自動車購入契約についてを採決します。

本件はこのとおりに決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおりに可決されました。

~~~~~

◆ 日程第11 議案第35号 令和3年度東串良町一般会計補正予算 (第4号)

議 長 (田之畑)

日程第11 議案第35号 令和3年度東串良町一般会計補正予算 (第4号) を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第35号 令和3年度東串良町一般会計補正予算 (第4号) について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ657万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ55億1,357万9,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしく願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。
これから議案第35号 令和3年度東串良町一般会計補正予算(第4号)を採決します。
本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長 (田之畑)

日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。  
各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。  
お諮りします。  
各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~  
議 長 (田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時52分